

「新発田市電子入札運用基準」の変更について

入札時に提出する書類の提出方法等を変更し、令和4年4月1日から以下のとおりとします。

「新発田市電子入札運用基準」については、新発田市ホームページ≫事業者の方へ≫入札・契約・検査情報≫電子入札に関して（建設工事・建設コンサルタント等業務）≫電子入札の運用基準 に掲載してあります。

改正前	改正後
<p>（添付資料の持参）</p> <p>第9条 <u>第4条の規定により紙入札を行う場合及び前3条の規定により作成したファイルの容量が合計3MBを超える場合は、入札参加希望者は書面により添付資料を作成し、入札公告等に定めるところにより電子入札システム上の入札参加意向書等の受付締切日時と同一の日時まで</u>に市長へ提出するものとする。</p> <p>2 添付資料一式すべてを持参するものとし、複数の方法による提出は認めない。</p>	<p>（添付資料の持参又は郵送）</p> <p>第9条 前3条の規定により作成したファイルの容量が合計3MBを超える場合は、入札参加希望者は書面により添付資料を作成し、入札公告等に定めるところにより電子入札システム上の入札参加意向書等の受付締切日時と同一の日時まで<u>に市長のもとに到達するよう、持参又は郵送するものとする。</u></p> <p>2 添付資料一式すべてを持参<u>又は郵送</u>するものとし、複数の方法による提出は認めない。</p>
<p>（書面による入札の場合の取扱い）</p> <p>第14条 第4条の規定により書面により入札書を提出する場合は、電子入札システムにより市が設定した入札書受付締切日時までに入札書が<u>入札執行者のもとに到達するよう持参し提出</u>するものとする。</p> <p>2 入札書は封書にし、封書の表に次の各号の項目を記載しなければならない。</p> <p>（1）入札参加者の商号又は名称</p> <p>（2）工事、委託名（工事、委託番号がある場合はその番号も含む。）</p> <p>（3）「入札書在中」との朱書き</p> <p>3 入札執行者は、入札書を開札日時まで厳重に保管するものとし、開札時に電子入札システムへの入札額等の入力を行う。</p>	<p>（書面による入札の場合の取扱い）</p> <p>第14条 第4条の規定により書面により入札書を提出する場合は、電子入札システムにより市が設定した入札書受付締切日時までに入札書が<u>市長のもとに到達するよう持参又は郵送</u>するものとする。</p> <p>2 入札書は封書にし、封書の表に次の各号の項目を記載しなければならない。</p> <p>（1）入札参加者の商号又は名称</p> <p>（2）工事、委託名（工事、委託番号がある場合はその番号も含む。）</p> <p>（3）「入札書在中」との朱書き</p> <p>3 <u>郵送による入札の場合、再度入札への参加は認めない。</u></p> <p>4 入札執行者は、入札書を開札日時まで厳重に保管するものとし、開札時に電子入札システムへの入札額等の入力を行う。</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="190 172 884 204">(発注者側の障害により受付締切日時等を変更する場合)</p> <p data-bbox="145 220 1099 443">第 18 条 <u>発注者側</u>に障害が発生した場合において、障害復旧の見込みがあるときは受付締切日時等を変更し、障害復旧の見込みがないときは電子入札システムを利用せずに入札手続を行うものとする。ただし、復旧の見込みがあるが、受付締切日時等を直ちに變更できないときは、電話等により入札参加者等に連絡するものとする。</p>	<p data-bbox="1167 172 1816 204">(市側の障害により受付締切日時等を変更する場合)</p> <p data-bbox="1122 220 2076 443">第 18 条 <u>市側</u>に障害が発生した場合において、障害復旧の見込みがあるときは受付締切日時等を変更し、障害復旧の見込みがないときは電子入札システムを利用せずに入札手続を行うものとする。ただし、復旧の見込みがあるが、受付締切日時等を直ちに變更できないときは、電話等により入札参加者等に連絡するものとする。</p>